

平成25年第4回横手市議会9月定例会会議録

議事日程（第4号）

平成25年9月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程第4号に同じ

出席議員（28名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	13番	小沢秀宏
14番	堀田賢逸	15番	佐藤徳雄
16番	佐々木誠	17番	菅原恵悦
18番	齋藤光司	20番	佐藤清春
21番	佐藤忠久	22番	寿松木孝
23番	播磨博一	24番	佐々木喜一
25番	佐藤功	26番	塩田勉
27番	奥山豊	28番	阿部正夫
29番	高橋勝義	30番	田中敏雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市 長	五十嵐忠悦	副 市 長	鈴木信好
副 市 長	佐藤良吉	教 育 長	高橋準一
総務企画部長	浮嶋伸	財 務 部 長	石山清和

市民生活部長	小丹茂樹	健康福祉部長	柴田恒宏
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐藤稔	消防長	伊藤弘明
市立横手病院 事務局長	佐藤正弘	市立大森病院 事務局長	金澤和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏
総務企画部 総務課長	佐藤亮	総務企画部 経営企画課長	渡部幸伸
財務部財政課長	三浦淳	横手地域局長	武田浩一
増田地域局長	遠藤晴美	平鹿地域局長	高橋嘉
雄物川地域局長	杉山哲	大森地域局長	高山勇光
十文字地域局長	鈴木淳悦	山内地域局長	照井礼司
大雄地域局長	小松田文夫		

事務局職員出席者

事務局長	高橋実	主幹	村上伸夫
総務担当主査	小田嶋あけみ	議事調査担当主査	松井尊臣
議事調査担当主任	藤井健一		

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

21番佐藤忠久議員から遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○佐藤清春 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 立 身 万 千 子 議 員

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の立身万千子です。

私は、市民の付託を受けたこれまでの4年間、少しでも住みやすい横手市を築くために、市民の皆さんの期待に応えるべく全力で取り組んでまいりました。国の動きが、年々市民福祉から遠のく方向に進む中で地方自治体として何ができるのか、市長に問題を提起し、職員の皆さんと議論を重ねながら懸命に取り組んできた4年間でもありました。

今、国政に目を転じると、企業が世界一活躍できる国にするという言葉が如実にあらわしているとおおり、安倍首相は国会で圧倒的多数の議席を得たことによって、国民不在で多国籍に進出できる大企業や大資産家の利益を最優先に施策を進めていると言わざるを得ません。こつこつと毎日を暮している国民多数にとっては、史上最も大がかりな社会保障制度の後退としか実感できない情勢下にあると私は実感します。

その中でも、横手市ではさまざまな工夫を凝らして、市民の暮らしや福祉、教育などの施策を進めてきたと思っています。私は今回の一般質問において、市民の声が横手市政にどれだけ生かされてきたかを振り返り、それを踏まえてこれから横手市が取り組むべき課題は何なのか、これを市民みんなで考える必要があると思い、喫緊の課題でもある横手市における社会保障施策の到達点と課題について質問します。

初めに、医療についてです。

子どもの医療費無料化を中学生まで拡充することについて質問します。長年にわたる市民の要望を受け、少子化問題を克服する一方策として、乳幼児医療費を無料にという課題を市では県の施策に上乘せして、小学校卒業までの子どもたちに分け隔てなく入院、外来ともに無料にしました。国は全国の地方

自治体が大変な努力をして無料化年齢の延長を実施しているにもかかわらず、いまだ制度化しないばかりか、逆にペナルティーをかけるありさまです。しかしそれに屈せず、横手市では医療費無料化の範囲と年齢の幅を広げてきたことを評価するものです。その上で、お隣の大仙市など先進自治体に倣い、医療費無料化の拡充をさらに前進させることができないか市長のお考えを伺います。

次に、国民健康保険について質問します。

具体的には、医療費の一部負担金減免の周知徹底を強化していただきたいということです。今、私どもの会派では市民の皆さんに広くアンケート調査を行っておりますが、アベノミクス効果を実感するかという設問に対し、99.8%ほどの人はノーと回答されています。それどころか、正職員でも社会保険はつかず国民健康保険に加入している市民が多く、重い税に苦しめられている実態は、国民健康保険税の滞納者が非常に多いという決算資料を見ても明らかです。それを逆手にとって、社会保険加入者の保険料を3割に引き上げるという国のこそくやり方こそ糾弾すべきであって、国民は誰もが75歳になれば後期高齢者医療制度に組み込まれます。人生最後まで社会保険の被保険者ではられないのが現実です。

ご承知のように、国民健康保険税の重税たる最大要因は、国がみずからの責任をどんどん放棄してきたことです。国庫負担が10年前に5割だったところから、今や3割に満たないという現実を直視すべきではないでしょうか。そのもとで横手市は、3年計画で一般財源からの法定外繰り入れを断行しました。これからの横手市に何ができるか、これを模索するとき、医療費の減額免除をもっと考慮できないか提起するものです。

医療費の2割、5割、7割という法定減免はありがたいです。それに市長が特別に認める独自の減免と、医療費の一部負担金を減免することについて、周知を徹底させていただきたいと切に要望します。この点については、2011年に厚生労働省通達で基準が緩和されたと聞いております。当市の現状と今後の方向性をお聞かせください。

3つ目に、子ども・子育て支援について質問します。

少子化傾向の著しい本市にとって、一般不妊治療、ひきこもりの親子対策、幼稚園と保育園に就園する前の親子への自主活動支援、乳幼児健康診断の95%以上の実施率と相談事業など、きめ細かに取り組んできていることは評価に値すると思います。そして今、国の制度改定のもとで、いわゆる幼保一元化が現実的課題に上り、数少ない横手市の子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、どう手だてするかが問われています。

国の施策の問題点は、安上がりに子どもを収容しがちな株式会社の参入を奨励することであるとばかりしてきました。私は、せめて現在の施設面積や保育スタッフの基準が守られる環境で、体全体を使っての心身の発達を保障するのが子ども支援であると考えます。学童保育、厚生労働省では放課後児童クラブと名づけていますが、これについても国の方針が文部科学省の放課後子ども教室にシフトをされるにせよ、横手市の子どもたちにとって、小学校高学年の放課後はどうあるべきかを深く議論していく必要があると私は思います。そこで学齢期の子どもたちに教育の機会均等を保障することが第一と考え、

次の2点を質問します。

初めに、要保護、準要保護の児童・生徒に対する就学援助における生徒会費とPTA会費を支給することについてお尋ねします。

4年前、国は就学援助事業の財源を国庫支出金から地方交付税に適用がえしました。その結果、財政事情のかんばしくない地方自治体は、本来就学援助に使うべき財源を縮小することを余儀なくされるであろうと見込んだ国が、新たに生徒会費、PTA会費、そして部活動費の3つの項目をふやしてもいいと通達しました。それ以後、横手市の状況はどうだったでしょうか。同じように苦勞している中で、就学援助の対象になる世帯の収入基準を生活保護家庭の収入の1.5倍までに広げた自治体もあれば、お隣の大仙市のように、生徒会費とPTA会費の適用を考慮し始めた自治体もあります。我が横手市は生活保護世帯の収入を基準にして1.3倍までとし、平成24年度の実績では、被災者を含む準要保護で小学校286人、中学校175人に適用しています。

要保護に当たる生活保護家庭の子どもたちに対しても同様ですが、生活保護費も、そして就学援助の費用も、横手市の負担分は普通交付税措置の部分ですから、結果的には横手市の裁量で適用できるはずのものでありますので、部活動費用に関しての考え方も含めて市長の方針を伺います。

次に、子ども・子育て支援の2番目として学校給食について質問します。

ここでは、特に子どもたちの健康を守る立場から、アレルギー対応についてと食材の放射能測定についてお尋ねします。

ご存じのとおり、現在はTPP、環太平洋連携協定の問題が緊迫している状況ですが、我が横手市議会は、基本的に全員一致で日本のTPP参加に反対する決議を上げました。しかし安倍内閣はTPP参加を表明し推進する方向に走っています。これからの私たちは、TPP参加反対ではなく、TPP参加から撤退させることで一致団結し、秋田県の経済を何としても守らなければならないと憂慮します。

TPP参加の影響で私が今最も懸念するのは、食の安全・安心がないがしろにされてしまうことです。既にTPP参加前の段階で、経団連会長の出身企業である住友化学は、世界一の遺伝子組み換え事業を推進するアメリカのモンサント社と提携し、莫大な利益を得ることをもくろんでいます。TPPに参加し軌道に乗ってしまえば、植物の種のみならず魚も肉も食べるもの全てに遺伝子組み換え操作が横行し、TPP参加の企業を妨害するからという理由で食品表示もできなくなることが目に見えています。そうになると、中身のはっきりしないさまざまな発がん物質やアレルギー原因物質を毎日口に入れざるを得なくなることにつながります。特に成長期にある子どもたちを何としても健康被害から守らなければならないのではないのでしょうか。その点を踏まえ、先般発生した小学生のアレルギーショック事故を教訓として、具体的に当市の学校給食におけるアレルギー対応をどう充実させるかを伺います。

次に、学校給食における食材の放射能測定は今後も重要と考えるものですが、市長の方針はどうでしょうか。

危機管理としての位置づけで、昨年途中から県の測定器と同様の機械が平鹿地域局に設置されました。

専門の担当者が配置され、各給食センターから食材1キログラムを1日2回、順番に持ち運んで測定すると、以前の本会議で私の質問にご答弁いただいた経緯があります。その後の実施実績と今後の対策を伺います。

最後に、高齢者福祉、とりわけ介護の問題を質問します。

10年前に介護保険が誕生しました。そのとき国は何と言って私たち国民を納得させたでしょうか。長い間、家族が犠牲になってきた在宅介護から社会で介護する方法に変えるといい、公的保険の一つとして介護保険ができたことは記憶に新しいと思います。しかし国は10年の間に、5段階も要介護から軽度な要支援1と2をつくって7段階のシステムにしました。それを平成27年度以降は、要支援の人を介護保険から外し、市町村のお金で単独事業としてやりなさいと市町村に丸投げする方向にあります。NPOやボランティアを活用すればよいという考えのようですが、市町村にも民間にもそのような受け皿は残念ながらありません。

とりわけ、横手市では国のモデル事業も取り入れて認知症予防に力を注いできています。認知症の初期や早期が本人も家族も大変な混乱を来すことが明らかなのに、法改定では重度の人に給付を重点化すると断言しています。横手市では現在40床の特別養護老人施設2つ整備中で、それはありがたいことではありますが、大多数の市民は介護保険の保険料を真面目に納めながら、有料の施設を前にして財布と相談するしかありません。今後、在宅での介護をどう進めていくお考えかをお聞かせください。

以上で私の質問を終わりますが、この秋に安倍内閣は生活保護法の改定と生活困窮者自立就業支援の法律を国会で決めようとしています。前の市議会で反対陳情が不採択になった生活保護基準の引き下げが決まれば、単に生活保護受給者にとどまらず、国民全体の暮らしや仕事に大きな影響を及ぼすことを私は陳情の賛成討論で明らかにしました。年金の引き下げについても、年金受給者は自分の手元の年金額に直面して、大きな目減りに怒りを募らせています。生活保護の基準は、何度も申し上げますが年金、税金、介護保険、保育料、就学援助、そして最低賃金をも左右します。秋田県の最低賃金はようやく665円に引き上げられたと報道されましたが、生活保護費の基準を引き下げる法律が決まれば、有無を言わずどんどん引き下げられることは目に見えています。

今、国民、市民の立場に立って、暮らし、福祉を守らなければどんな世の中になるか、容易に想像がつくのではないのでしょうか。今こそ行政と議会が市民と力を合わせて、安全・安心で健康に暮らしている横手市をつくっていかなければならないと思います。市長や職員の皆さんは、その先頭に立たれて奮闘されることを切に要望して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 横手市における社会保障の到達点と課題についてというお尋ねが都合4点ございました。3点目の子ども・子育て支援に関しましては教育委員会のほうから答弁をさせますが、それ以外について私のほうから答弁をいたしたいと思います。

まず1点目でございます。福祉医療についてであります。

昨年8月に、6歳までの未就学児に対する医療費助成を小学校卒業する12歳までに拡充いたしました。これはご案内のとおり県の制度拡充に合わせて実施したものでございますが、市ではさらに全体的な子育て支援を進めるため、県の制度に上乘せしたほか、所得制限を撤廃いたしまして一部負担金も無料といたしました。なお昨年度後半6カ月で市が単独で上乘せをして助成した分でございますが、4,500万円ほどとなっておりますところでございます。

ご質問の中学生への拡充につきましては、社会保障制度改革も含め、今後の子育て支援対策全般にかかわるものと捉えておりますので、県の動向にも注視しながら検討をしてみたいと思います。

この項の2つ目、国民健康保険についてでございます。

医療機関で支払う一部負担金の減免制度についてのお尋ねであります。この制度は、災害などにより収入が減少し生活困窮となった世帯の医療費を免除しようとするものでありまして、目安となる収入は生活保護の基準が適用されます。

この制度につきましては、国が平成22年9月に統一的な運用基準を示したものでありまして、内容は入院患者のいる世帯の収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である場合を減免の対象とするものであります。市では入院に限らず外来も含めた要綱を定めて運用しており、制度の周知につきましては、全戸配付いたしております国保だよりやホームページに掲載し実施しております。

これまでの状況につきましては、平成22年度から4件の減免申請がありましたが、いずれも所得状況を調査した結果、減免の基準を超過していたため不承認としており、ご理解をいただいております。今後ともわかりやすい説明に努めてまいります。

4番目であります。介護についてでございます。

平成24年度の高齢者の数でございますけれども、平成17年度と比較いたしまして、全国平均が20%増加しているのに対し、もともと高齢化率の高い当市の場合は2%の増加にとどまっており、増加傾向に違いが見られるところであります。このような状況の中で、政府が閣議決定した社会保障制度改革の内容はまだ不透明であります。地域の包括的ケアシステムの構築、サービス提供体制の基盤を整備するため、在宅医療連携の推進や関係機関とのさらなるネットワークの向上に努めまして、横手市の特徴を踏まえた在宅介護のあり方を検討してみたいと、そのように思う次第でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 私のほうからは、子育て支援についての2点についてお答えいたしたいと思っております。

最初に、就学援助についてでございますが、ご案内のように平成22年4月、国から就学援助費の対象範囲の拡大について一部改正が示されました。それはご質問の中にもありましたように、対象としてクラ

ブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されたというものであります。これを受けて、当市では検討の結果、内容を調査、確認して検討したところですが、項目の拡大よりも、準要保護の認定基準を緩和することのほうが市の実態に合っていると判断して、現在に至っているというところであります。

しかしながら、準要保護の児童・生徒を抱える世帯においても、現在の経済状況からしてかなり厳しい状況が続くということが予想されますので、世帯の負担を少しでも軽減したいとの考えから、平成26年度から生徒会費とPTA会費については適用できるよう検討してまいりたいと。なおクラブ活動費については加入が任意ということもあり、かなりさまざまな問題が出てくるだろうと思われまますので、部活動費、クラブ活動費については今のところ考えてございません。

次に、給食に関して2点のお尋ねがありました。

最初はアレルギーの関係ですけれども、食物アレルギー疾患を有する児童・生徒というのは、年々増加の傾向にあります。横手市においても現在196人の児童・生徒に食物アレルギーがあると認められております。内訳は小学校が153名、中学校が43名であります。

今年度、食物アレルギーを発症した場合の重症化を防止するために、食物アレルギー対応のフローチャートを作成いたしました。このフローチャートでは、4月に全児童・生徒の保護者からアレルギー調査票というものを提出していただき、食物アレルギー疾患があると記載された児童・生徒の保護者には個別面談を行い、面談調査書を作成して、アレルギー対応委員会という委員会において対応を決めていく、考慮していくということにしております。

アレルギー対応委員会の構成メンバーは、校長、教頭、学校給食センター所長、栄養教諭、養護教諭、学級担任ということでありまして、例えばエピペンの使用などが考えられるケースにおいては、主治医や専門医の指導も受けております。また新入学児童に対しては、就学児童健康診断の際に保育園並びに幼稚園からアレルギーに対する情報を入手して対応しております。さらに今年度から新たに、教職員や給食調理員等を対象にした食物アレルギー講習会を開催して、適切な対応の仕方について研究を深める、そういう講習会を立ち上げました。今後もさらなる安全な給食を提供するために、関係機関と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えています。

ちなみに、先ほど申し上げたエピペンの使用が考えられる児童・生徒というのは、今のところ5名を把握しております。

横手市における、次は放射能の質問がございました。

学校給食食材の放射能測定につきましては、昨年度、県が安全・安心のための学校給食環境整備事業で横手保健所に設置された検査機器、それと横手市が平鹿地域局に導入した放射能物質検査機器を活用して測定してまいりました。今も測定しております。これまで270回以上の検査を実施しましたが、全てのケースにおいて不検出でありました。今後も引き続きこの体制を維持しながら放射能検査を実施し、学校給食食材に対する保護者の不安を少しでも解消するとともに、学校給食のさらなる安全・安心を目指して取り組んでまいります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 答弁ありがとうございました。まずそうだろうなという予想の答えなんですが、1つ、国民健康保険医療費一部負担金減免のことなんですけれども、これ自体なかなか市民の皆さんには知られていないですね。結局、当局からは、行政のほうからは、いろんなそういうものとかでお知らせしていますが、なかなかそれが、じゃどこにどう相談すればいいのかわからない。私どもに相談にいらっしゃるのは最後の手段なんです。ですからそこまでの段階で市民の方々、非常に家族の人も悩んでいて来るわけで、その相談体制というか、ここをどのように今やっているか、例えば市役所の年金課、国保の担当、それから結局お医者さんにかかってそれからのことなんで、その医療機関とどのように行政が提携されているのかというところを伺いたい。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 今回の医療費の減免の関係ですけれども、市長が申し上げましたとおり、その対象になるケースが災害ですとか失業などで生活が困難になった場合ということになりますけれども、市長も申し上げましたとおり、毎年、市報等でお知らせしています。具体的には先般お送りしました8月1日号の国保だよりというところの中に掲載しましてお知らせしております。

具体的にお問い合わせの件数もいろいろありますけれども、直接的には本庁の国保年金課ですとか地域局に相談にくるケースもありますけれども、具体的なケースというのがなかなか少ないということで、我々としてもいろんなケースをお聞きしながら、どういう形でよりわかりやすくお知らせしていったらいいかをさらに検討していきたいというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） よろしくお願ひします。結局どういう形の中で、一つ、患者として、患者の家族としてすぐぱっと行けるのは医療機関ですよ。そここの窓口は忙しいそうだからちょっと言えないとかという相談できないという人たちが多いですね。そこを行政からどのようにそれが指揮という言葉はおかしいんですが、話し合いを連絡をするようにできているのかということ、こちら公立病院では、ケースワーカーさんとかいろんな人に相談するということはできます。ただ、この医療機関で開業医さんとか診療所さんとかというところから、もう不安でしょうがないという患者さんがすごく多いわけですよ。ですからそれをどのように連絡していくのかというところを伺いたいんです。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 現状としましては、いろんなご相談は、本庁、地域局にかなりお気軽に相談に来ていただいているというふうに思っております。相談の件数、状況などを見ますとそういうふう感じております。医療機関の皆様とのご相談ですけれども、特にこの減免の場合については先ほども申し上げましたとおり、災害ですとか生活が困窮になった場合というかなり限定的な場合になりますので、どういう連絡調整をしていったらいいか、直接医療機関の皆様ともご相談しながら調整していきたいと

いうふうに思っております。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） そうですね、大体特別な場合ということでの法定じゃない減免というのはあるわけなんです、その生活困窮度が年々ひどくなっています。それに伴って、やはり国も緩和したわけですから、そこら辺まで立ち入ってまず相談を受け、そして連絡調整をしていくようにお願いしたいと思います。

次に、子育てのほうに行きたいんですけども、学校給食について伺いますが、結局調布市の事故にしても、一番いろいろ追及された中で、結局学校現場に丸投げだったんじゃないかというようなことが言われていますよね。それをまず教訓にして、国もそうですが、横手市でもこのように当該の担当者の委員会というのをつくって連絡を密にするということ、それから現場で講習会を開くというふうにしてやってくださるのは、とてもありがたいことなんだと思います。どうかよろしくお願いします。

そこでですよ、食材の放射能測定についてなんです、なかなか来ないからというような、持ってこないということもありましたが、まず小学校、中学校では決められているからいいだろうけれども、それが1キロの野菜だったら何とかなるけれども、肉や魚、1キロ持っていくというのは本当のことを言えばお金もかかるというようなことも、幼稚園、保育園では言っています。そこら辺での検討を含めて、新しい給食センターがまずでき上がろうとしています、そこには測定の部屋は用意してあるというふうに伺いました。効率よく測定するとなれば、やはり給食センターが一番じゃないのかなというふうに私は思いますが、そこはどのような方向にあるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育指導部長。

○佐藤稔 教育指導部長 まず初めに、放射能検査のことについてお話し申し上げます。

新学校給食センターにも、いわゆるその放射能測定器を置けるようなスペースは用意しております。ただ現在、県の機器、そして市の機器を使いまして各7つの給食センターがございしますが、その7つの給食センター全て月3回ほど検査ができる体制が整っております。来年度になりますと4センターに減ることになりますので、今の状況で十分対応できるものと考えております。現在、そのスペースは、先ほど議員からのご指摘もありましたが、アレルギーが大変課題となっておりますので、そうしたアレルギー対応の部屋に活用できればなというふうに現在検討しているところであります。

私たち教育委員会としては、公立学校の学校給食の食材について、まず各センターで月3回というものをきっちりこなしておるところですけども、保育園とか幼稚園等については若干私立の施設もございしますので、そうしたところはそうした課題もあるのかなというふうには捉えておるところであります。以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 課題になるところをどのように克服するのかというのは、やはり問題じゃないのかなと思うんです。放射能のセシウムが全部なくなったわけではない、ご存じのようにまだまだ収

東はしていないし、これからがいろいろ出てくるんじゃないのかなというふうに専門家も言っていますよね。例えば松本市の場合はセンターに来た食材、全部まずガイガー探知機でだーっと一時スクリーニングをするそうです。そこで引っかかったのを、今度はそっちのシンチレーションスピロメーターとかに行くという形で、全部まず通すということなんですね。横手市では月3回給食センターから運ぶということでは、市民からしてみればそれでいいのかなというふうに思うんですが、そのような課題を克服するというお話し合いはなされているのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 放射能関係の対策につきましては、市民生活部の生活環境課のほうで全庁的な統括をしておりますので、ちょっと私のほうからお答えしたいと思います。

まず、せっかくの機会ですので、教育長もこのまま放射能対策継続するという話をさせていただきましたけれども、市の全体的な状況をちょっと最初にお知らせしたいと思いますが、市全体としては外部被曝を監視していくその大気の部分と、それから内部被曝を監視していく食材等の大きな2つの項目で今いろんな対策を打っております。

大気の部分につきましては、定点観測ということで毎日、毎週、毎月はかつて観測しながら、ホームページで公表しております。例えば小・中学校、保育所などは毎月観測しながらホームページでお知らせしています。

食材につきましては5つ特徴がございまして、給食食材、それから農産品、それから一般の食材の持ち込み、それから水道水とプールの水ということで、5つをポイントに観測、測定しております。食材につきましては、議員のご質問にもちょっと実績ということでお話がありましたけれども、市が直接測定している部分につきましては、昨年8月から1年間で、特に給食食材、学校給食と保育所を入れると約500件弱が市が直接測定している件数になります。それから県の振興局で測定しているものが、大体約1年で半分の250件弱が学校給食、保育所での分で測定している件数になります。実際に地域局で測定している際に持ち込みに対してのいろんな、特に保育所さんは件数が多いのでご相談がありますけれども、よりやりやすい方向で毎回協議しながら進めておりますので、いろいろまだまだ心配のご向きもあるようですので、比較的使いやすい測定に努めながら、それから公表につきましてはホームページを中心に行っていますけれども、随時皆さんにわかりやすく伝えていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） どうか、常に課題というのはあると思いますので、そこを克服するということでもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

私、壇上でも申し上げましたが、子どもたちのことについてなんです、成長期の子どもたちを健康被害から守るといのは大人の使命であって、小学校、特に高学年の放課後はどうあるべきかというのを、健やかに育つための手だてといのは私たち大人がしなければいけないという問題だと。ただそれ

がすぐ片づく問題じゃないし、いろんな意見がある。ですからこれからの議論を深める大きな課題であるというふうに私は思うので申し上げたんですが、何年前ですかね、文科省の放課後子ども教室の事業が出されたころ一般質問をした経緯があります。そのときは、みんなが共通する問題、学校は楽しく学べる場所だというのが、まず基本ですよ。だけれども、子どもはやっぱり行ってきますという学校へ行ったら緊張しているんですよ。ですから一旦学校から解放されなくてはいけないという考えのもとで、横手南小学校の学童保育は入り口を別にさせていただいたという経緯があります。それは大変ありがたかったと思います。

ですから、例えば文科省が言っているように、学校の空き教室を使って資格のある人が勉強を教えるというような感覚では、子どもの成長なり子どもの心には寄り添っていないんじゃないかということ、そのときに私は申し上げました。やはりそういう点では実際横手市ではどうするのかということ、いろいろ議論になったときに、結局3年生まではそうやって子ども教室なり、あとは厚労省の学童保育、放課後児童クラブというところで、まずいる。まず安全・安心だと。だけれども4年生からはスポーツ少年団に加入することもできるしということで、いわゆるスポ少を学童がわりにするというような感覚で入れる親御さんもいるということの話になったんですよ。それは私は、結局国は学童保育の年齢をどんどん引き上げようとしています、やはり自己決定できる年齢になったら、学童じゃない、やっぱり部活動なりスポーツ少年団なりいろんなところに行きたいという意志があれば、それはそれでいいと思うんですよ。

問題は、昨今の体罰問題もありますけれども、例えば今、横手市の子どもたちもテニス肘だとか、そういうところでずっと整骨院に、学校の後、整骨院に通ってというところがすごく多いのは、皆さん見かけると思うんですよ。その肘とか体の問題もそうだけれども、私なりに取材をすれば、きちっと時間をこの時間で終わると、そして週何回はきちっと休養日にするというふうに考えてやっていたら、スポーツ少年団もあれば、専門の方を頼んで勝たなくてはいけないからということで、7時、8時までやると。うちに帰って御飯もそこそこに食べて、宿題やる時間はもう眠たいということの繰り返しで、結局ちょっと精神的に非常に参っているようなお子さんもいるということを知ったのですが、実際その点を踏まえて、市内の小学校に特化してもいいですが、部活動、運動部、文化部も含めてですけれども、部活動に入っている児童の割合はどれくらいなのか、それからスポーツ少年団というのは学校の部活とは違うから関知しないというふうに言われたときもありましたが、そのスポーツ少年団に入っているその子どもさんの割合というのはどれほどなのかということをお聞きしたいんです。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまご質問のありましたスポーツ少年団の加入状況ということでありますけれども、全体の中の約37%、子どもさん方が加入されている。団体数でいうと76団体ですかね、そういうスポーツ少年団の活動を行っております。加入率37%と言いましたけれども、複数にまたがっている子どもたちもおりますので全体的には若干下がるかなと。例えば夏場は野球、冬はスキー少年団と

かと、そういう形の状況になっております。まず、その加入状況につきましては以上のような状況でございます。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。いろんな部活動もそうですけれども、スポーツ少年団もいろんな種類、一つの野球でもいろんな団体があるから、一概にいろいろは言えませんが、各団体によって練習時間、終了時刻、そして休養日数というのはどれくらいになっているかというような実態は把握していらっしゃるでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま、先ほど申し上げました団体数が70を超える団体、それで私のほうで詳細についてはちょっと詳しくは存じ上げませんが、多分基本的に横手市のスポーツ少年団では、先ほどお話しありましたように、活動の内容については週2日は休みをとるとか、夜は7時、おそくても7時までの練習時間というような基準で進められていると思っております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） わかりました。これは例えば私ぐらいの年代だと、お孫さんが試合に行くとすると、もう非常に応援したくて、土日は朝から夜までずっと孫についていると、それが生きがいになっているという人たちもいます。ですからいろんな考えがあるのは私も承知していますが、せっかく私もスポーツ立市の条例をつくりました。そして横手市もそれを宣言をしました。その中にはスポーツでまずまちの活性化はもちろんですが、子どもたちが健康に健やかに、そしてあすの横手市を担ってくれるようなそういう存在になればいいという願いを込めて私たちはつくったと思っています。ですからその数少ない横手の子どもたちが、もっと楽しんでスポーツなり、あとはマーチングなり、いろんな文化活動なりができるようにするのは、結局ある程度行政というのが必要だと思うんですよね、行政のやり方が。ですからその指導者なり親の会なりというところとの連絡というのはあると思うんですが、そこら辺のいろんな協議会とか連絡協議会というのはあるんでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 まず、その前に根本的なところからやっぱり考えるべきだと思います。高学年という話になりますと、我々は生きる力を育むと、これが原則。子どもたちにも自己判断力だとか自己選択の能力だとかをつけていく教育を一方でやっている。そういうことを基本的にして人間の個人を育てていくというのが基本で、あれやれここはこうやってはいけないとか、必ずこの部活に入れとかクラブに入れとか少年団に入れとかという話ではない。親が過熱しているのはいつも問題になるわけですが、親が過熱しても冷静に判断する子どもをつくっていききたいもんだとは思っているわけですが、実際問題としてはその過熱はあるというふうに一方からは聞いていて、一方からはもっと一生懸命やってほしいという意見もあります。だからその中で行政がどこまでこの線でやってくださいと

か、ここでというのは、やはりちょっと本末転倒かなと。自主活動を旨としますので、その中で親御さんたちの団体と指導者が話し合いをして、指導者を選定するときにはそういう形で選定されていると思います。実際そうだと思います。その中で自分たちで解決するというのが、まず基本であろうと思っております。

○佐藤清春 議長 7番立身万千子議員。

○7番（立身万千子議員） 私も教育長と同じ考えです。やっぱり子どもたちは何と言われようと自分が自己決定、そしてやっぱり自分でやりたいんだ、目標を定めたら少々のハードルが高くてもやっていくところに意義があるとは思いますが。ただこのくらいのハードルでこうやっても無理です。ですからそこから辺の道をつけてくれるのが指導者であって、やっぱり保護者だと思うんですね。ですから管理等は全くそれは必要ないことだし、その子どもの自主性、生きる力を育むというところをまずキーポイントにして、その連絡協議会、名前はどうでもいいですが、定期的に保護者と指導者と、それからあとは学校も関係あることですよ、そういうところでの話し合いのところをまず設けていただきたいと思い、あとは私どもの任期はこれで終わりますから次の人たちに任せますので、また議論を深めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時06分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齋藤光司 議員

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

18番齋藤光司議員。

【18番（齋藤光司議員）登壇】

○18番（齋藤光司議員） 市民の会の齋藤光司です。

私たちの今期の任期も、いよいよあと2カ月であります。最後の一般質問でこの地の将来への思いの中で、あれもこれも、いや、このことも外せないよな、気がついたら10の項目、25の質問になりました。1時間の持ち時間しかありませんが、皆さんの記録にも記憶にもしっかりと残るような質問にしたいと思っておりますので、早速質問に入りたいと思っております。

項目1、空き家対策について。

①空き家棟数の現況と推移、老朽空き家対策事業の実績数を伺います。

②空き家バンク制度、移住促進空き家対策事業の現況と問題点をどう考えていくか、またそれを踏ま

えてどう進めていくのかお伺いいたします。

③過去2年間の実績を踏まえて、より他自治体よりも先駆けての空き家対策にこれからどう取り組んでいくのかお伺いいたします。

項目2、よこて食・農・観d e 未来づくりエリア事業計画について。

①まずは、予定される事業費総額と財源内訳を伺います。

②設置は公、運営は民との位置づけであります。運営に関しては開設後、指定管理料以外の公費の繰り入れのないことを約束できるのかお伺いいたします。

③この設置計画成功のためには、私はまずは運営主体の決定、それから市の6次産業化の考えの中で取扱商品、サービスについては、経営に責任を持つ運営主体が主となった企画提案がなされるべきと考えます。今の進め方はあらゆる面で市が主導をしており、収支も責任の所在も含めて心配をしております。このことに対しての市の考え方をお伺いいたします。

項目3、保育所の民営化について。

①公立保育所の民営化計画の中で、応募資格として横手市内で保育所を運営している社会福祉法人としておりますが、門戸を開放しているようで、実際は応募者が特定できる応募手法でもあります。まずはこのことをどう考えているのかお伺いいたします。

②保育所は地域固有の有形、無形の財産であります。これからも地域の元気、維持のためにも、資本も人も地産地消こそが本筋であると考えます。地域人材の登用、育成こそが行政の責務であり、多様な運営形態で競わせるべきであります。所見を伺います。

項目4、農業振興策について。

①農業経営も多様化をしており、市が進める農産物の直売を主とした6次産業化に異を唱えるものではありませんが、将来の横手の基幹産業としての農業の位置づけの中では、我が市唯一の農協である秋田ふるさと農協との連携を密にした大ロット、高品質化による青果物市場出荷での東北一、日本一の産地づくりこそが、私は一番の近道と考えます。市長の所見をお伺いいたします。

②合併から8年、出張販売ばかりが市場拡大策と走り続けてきた感がありますが、そろそろせつかく整備になったインターネットを使って、生産者の誰もが希望すれば出荷できる販路拡大の方策も構築すべきではないでしょうか。仕掛けづくりも含めてそういう構想を持っていないのかお伺いいたします。

③喫緊の課題として、今の原油高により、今冬出荷の花、野菜、シイタケ等が大ピンチであります。今まで育成をしてきた産地を守るためにも、市としてこの原油高に関してどのような認識を持っておられるかお伺いいたします。また支援策を要しているか、そのこともお尋ねいたします。

項目5、伝統的建造物群保存地区選定について。

①所信説明の中で、地域住民環境整備を最優先するとのことですが、指定区域内の道路、駐車場整備、また冬期間の雪対策の整備スケジュールはどう立てられているのか、お尋ねをいたします。

②文化遺産の保存と同時に、将来における地元増田を主とした経済活性化波及効果もこの事業には求

められているわけでありますが、土産品開発、旅行代理店への売り込み等々の現況と、これからのスケジュール、また地域振興にかける熱い意気込みを伺いたいと思います。

項目6、雨水対策について。

①各地域での雨水による浸水等の危険情報が、場所も含めて市として掌握されているのかお伺いいたします。また現場となり得る住民にどのようにしてその危険を周知するのかお伺いいたします。

②住民の生活用水、雨水が流れ込む排水路となっている廃堰、荒廃している堰の維持管理は誰が責任を持ってやるのか、このことについてお伺いをいたします。また管理のあり方に関しての市としての指針はあるのか、あわせてお尋ねをいたします。

項目7、社会保障改革について。

①8月21日に閣議決定をされた医療、介護を主とした社会保障改革について、変革されるさまざまな部分について市として影響度の分析ができる体制になっているか、お伺いをいたします。

②特に決定された中で、要支援の人のサービスを介護保険対象から切り離し、市町村事業に移行させることとありますが、実施された場合に、今、介護保険の中でサービスを受けられている人にどのような変化が考えられるか、また市の介護保険会計の中ではどのような影響があると考えているのかお伺いをいたします。

項目8、横手市総合雪対策基本計画について。

①みんなでつくる安心・安全ということで、横手市総合雪対策基本計画は、市民の責務としての共生、協働の雪対策はよくまとめ上げられていると思います。しかしもう一方の肝心の市として取り組んでいく、また取り組んでいかなければならないハード部分の整備の計画、要綱が欠落をしていると私は思います。地域要望の高い流雪溝整備改修の有無も含め、優先順位等をつける採択基準についても示してほしいと思います。

②単独財源だけでは広く住民要望に応えることは難しいと思いますが、かつての農村モデル事業のような、国とか県で利用できる事業はないのかお伺いをいたします。また国・県に関して、横手の雪対策としてのハード事業設営の要望活動はなされているのか、あわせてお尋ねをいたします。

項目9、河川敷地内の農地の保全について。

①市内には国の未買収の河川敷地内の農地はどれくらいあるのか伺います。またその農地の流出等の過去の被害状況の把握はできているのか、これもあわせてお尋ねをいたします。

②管内の皆瀬川、雄物川等の流域の護岸工事の進捗率はどれくらいかお尋ねをいたします。

③河川敷地内の農地流亡等の災害についての国の災害認定のあり方はどうなっているのか、また今の河川法の中で流出した農地の回復、復旧は見込めるのか伺います。

項目10、老人福祉施設の無償譲渡について。

①市が持てば赤字、民間におろせば黒字、ここに譲渡に至る根本的な問題があると思いますが、このことに対しての市としての所見を伺います。

②譲渡9館で取得価格で55億2,000万円、残存帳簿価格で34億1,000万円の無償譲渡であります。私は市で要らなくなったからもらってもら、そういう感覚にはなれません。譲渡をしても市とのかかわり、市の要望がまるっきり切れては困ります。そのことに対してどう担保をするのか伺います。

③譲渡してから5年間、5,000万以上の修理代の2分の1を市が負担をする契約であります。修理の必要性の是非を含めどのような形で誰が判断をするのか、またどう進めていくのかお伺いをいたします。

政治家の資質は、志の高さと覚悟の有無とも言われます。私としては今回もこの質問に魂を込めたつもりであります。この地のあしたにつなげる答弁であることを心から期待をして、私の任期中最後の壇上からの一般質問を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員からは、都合10点のお尋ねがございました。

まず1点目でございますけれども、空き家対策についてのお尋ねでございます。まず1つ目の現況でございますが、平成24年度末の市内空き家総数は1,150棟ございまして、そのうち老朽危険と判断している空き家は31棟でございます。

なお、春からの調査によりまして老朽危険空き家はふえており、8月30日現在では42棟となっております。

平成24年度の事業実績でございますが、老朽危険空き家解体補助事業が24件で、総事業費566万3,000円、跡地活用事業は3件で、総事業費626万4,300円となっております。そのほか助言指導が功を奏したこともあり、71棟の空き家が昨年度解体されております。今年度については現在12件の老朽危険空き家について解体事業の補助決定をしているほか、跡地活用事業についても1件の実施を見込んでおります。

2点目の空き家バンク制度につきましては、これまで13件の登録があり、利用者は3人でございます。また市内の空き家を購入し当市へ移住する方を支援する移住促進空き家対策事業については、1名の利用が決定しており、この9月には福島県より当市に転入される予定となっております。

なお、両対策の課題は具体内容の効果的な周知と認識しており、市内宅建業者や秋田県への移住を促進しているNPO法人、秋田移住定住総合支援センターとの連携を深めながら、県外在住の皆様への認知度の向上を図ってまいります。

3点目の過去2年間の実績を踏まえた今後の課題であります。危険空き家の除去が進み次第、危険空き家が出てこないようにする未然防止対策がより重要と考えております。空き家対策は全国的な課題となっておりますが、先般、自民党の空き家対策推進議員連盟が、空き家対策特別措置法案を秋の臨時国会に提出する方針であることが報道されております。市としましても国の法整備や新制度の内容などを勘案しながら、当市条例の基本である所有者管理責任をさらに明確にし、危険空き家に関する対策を講じてまいります。

2つ目の、よこて食・農・観 de 未来づくりエリア事業についてでございますが、この事業費、総額は13億5,000万円でございます。その財源内訳として県の未来づくり交付金を2億円、合併特例債を8億400万円、一般財源を3億4,600万円と見込んでおります。指定管理料以外の公費の繰り入れについてでございますが、運営会社の事業活動に伴う経費に対する繰り入れは想定いたしておりません。この運営会社のあり方につきましては、運営会社設立協議会の中で、会社の形態や出資金、事業内容等を決定してまいります。現段階では株式会社を想定しており、当然ながら出資者は出資額の範囲内で責任を負うこととなります。幾つかの企業、団体から本事業への参画や出資について申し出をいただいておりますが、特に事業に参画していただく企業につきましては、事業の将来性のほか、6次産業化の進展と雇用の拡大等を基準に、私が会長を務める運営会社設立協議会において選定してまいります。

3番目の保育所の民営化についてであります。

さきに報告をさせていただきました公立保育所の民営化に関する経過報告の中で、雄物川地域統合保育所の運営主体の公募要件の案として、横手市内で保育所を運営している社会福祉法人という条件をお示ししましたが、その選考に際しては、地域に根差した保育が実践できるかという点も一つの視点として選考基準を検討いたしました。また今後民営化が予定される公立保育所に関しても、同様に地域に密着した運営が可能となるような運営主体を選定できるよう、応募資格や選考基準について検討してまいります。

4番目の、農業振興についてでございます。

まず1点目でございますが、基幹産業であります農業を基本とする食と農からのまちづくりを掲げまして、生産から加工販売に至るまでの各種施策を進めてまいりました。販路拡大の方策として、横手市産の農産物の認知度を上げ、生産農家の方々に販売の機会を提供することを目的に、これまで仙台圏や首都圏に農産物や農産加工品の販売拠点を設けてまいりました。こうした販売拠点で横手市産品をPRする催事を行うことで、直接消費者ニーズを把握し、生産現場につなげるといった仕組みは徐々にできつつあると考えております。

一方、生産の現場では農家やJA等関係団体の努力と、恵まれた環境を生かした農産物生産の取り組みによりまして、スイカやシイタケ、アスパラガス、リンゴ、ブドウ、菊などにおいて県内トップの産地となっております。市ではさらなる産地の強化を図るため、農業夢プラン実現事業や、市単独事業の産地収益力向上緊急対策事業などによる支援策を講じてきたところであります。

これらの事業実施に当たっては、市内のJAと連携を図りながら進めてまいりましたが、昨年4月に市内のJAが一本化されたことから、一市一JAという状況になり、これまで以上に効果的な事業実施が可能になったものと考えております。今後も市場評価の高い大ロット品目を中心に、JAと連携して拡大の取り組みを進めてまいります。県内トップの産地といえども農業者の高齢化や担い手の確保などは厳しい状況にあります。そのため市実験農場を活用した新規就農者の研修制度や、昨年度から開始された青年就農給付金制度を活用した担い手の確保対策を進めており、一定の成果が見られております。

また担い手の確保とともに農業者の急速な高齢化に対応し、地域で農業を守るために人・農地プラン事業による地域農業のビジョンづくりを進めてまいりたいと考えております。

この項の2つ目、2点目のインターネットを利用した販路拡大についてでございます。

前段で申し上げましたとおり、これまで販売先や流通経路の開拓に取り組んできた一方で、生産者個人が希望すれば誰でも自由に出荷できる状況にはないことも事実であり、ご指摘のとおりインターネットを利用した販売形態は一つの選択肢として考えられます。市内でも個人でインターネット販売をしている方もおられるようですが、その数や実績は把握できておりません。インターネットを利用した販売形態については、出荷体制や品質管理など難しい課題があり、とりわけ品質面管理では残留農薬の計測値やトレーサビリティなどを公表できるような仕組みづくりが必要になりますし、本来的に市がこのような経済活動を行うサイトの運営主体となることは難しいものと考えております。

平成24年度に、横手市雇用創出協議会が直販システムの構築と運営を目的としたIT講習会を4回開催し、受講者33名中農家の方3名参加しております。こだわりの特色があるものや限定生産されたものが人気になる一方で、グループ買いや低価格品の検索買いなど多様な消費購買が行われるのがインターネット販売の状況のようであります。このような状況の中で、地元生産者の皆様が販売手法や技術を習得し、特色を生かしたさまざまな販売計画ができるよう、研修や講習会を開催して支援するとともに、既に一定程度の実績があるインターネット販売サイトに参加する場合や、特色ある運営サイトや運営グループなどを利用する場合の運用上の課題や制約などについても調査し、情報提供や人材育成に努めてまいります。

この項の3番目でございます。原油高についてであります。

国の経済政策による円安傾向に加え、アメリカの経済不安や原油産出国の国内情勢の緊迫といったことが背景にあり、今後、政府がどのように円安対策を講ずるのかを注視する必要があると考えております。市内の主な冬期作物につきましては、JAの各生産部会等に確認いたしましたところ、菌床シイタケにおいては生産者の約25%がヒートポンプや電気暖房機を導入するなどの対策を講じているものの、花卉やその他の冬場の加温を必要とする作物については、ほぼ灯油暖房機を使用している状況であります。

このまま原油高が続けば、冬期農業に与える影響が大きいものがあると認識しておりますが、産地の維持発展のためには、各生産者がみずからの経営の安定に取り組むことが基本であり、市が燃料費補助などの緊急避難的な支援策を講ずるのは難しい面があると考えております。市としては、原油高騰に耐え得る産地体制の確立や環境保全、未利用バイオマスの有効活用などを目指し、灯油暖房機に比べて大幅にランニングコストの低いヒートポンプやもみ殻ボイラーなどの導入を推進してまいりたいと考えており、今年度ももみ殻ボイラー等設置補助事業を創設し、そうした設備の普及に向けた施策を実施しております。

5番目の伝統的建造物群保存地区選定についてでございます。

増田地域の伝建地区を核とした周辺地区も含めたエリアの整備につきましては、国土交通省の補助事

業であります街なみ環境整備事業を活用して、市街地の景観形成の整備を図ることとしております。昨年度より、地域住民や有識者による増田地区街なみ検討委員会を設置し、街なみ環境整備事業基本計画の策定に向けて検討を行っております。これまで検討委員会を6回開催し、まちづくりの基本を増田地区の方々が持続的に住み続けられるまちづくりとし、歴史と自然が暮らしの中で生き生き息づく、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを進めていくこととしております。

基本計画には、中七日町通りの雪対策のための流雪溝整備の改良や、歴史的景観の向上を図るための無電柱化、また来街者向けの駐車場整備や水路の整備などを盛り込む方向で検討しております。今後、関係機関との協議を進めた上で計画を策定し、来年度から5年間の事業期間で街なみ環境整備事業に着手してまいります。

この項の2つ目でございます。伝統的建造物群保存地区の指定に当たっては、その地域の町並みや建造物を文化財として保存しておくことが大前提であり、地域全体、市全体で守っていくことにより、多くの観光客の皆様から訪れていただけるものと考えております。議員がおっしゃるとおり、観光客に来ていただけることにより経済波及効果をもたらすよう考えることは、伝建群をきっかけに地域づくりを進める上で重要な課題と捉えております。これは増田地域に限らず、横手市全体にとっても大きなチャンスであると考え、事業を展開しているところであります。市では地場産品の販路拡大を目指し、農業団体、農業者団体等の会議に出向いて説明会などを実施しており、既に数名の農家から相談を受けておるところであります。

また、増田町観光協会が管理している蔵の駅におきましては、地元農家が加工した商品、今のところリンゴを加工したジュースなどが中心ではありますが、試験的に販売してほしいと申し出る農家もふえ、商品展示スペースが不足しつつあります。今後も観光協会とも協力しながら、農家との連携をさらに深めてまいります。

旅行代理店への売り込みにつきましては、数年前から商談会などに参加して売り込みを実施しており、大手旅行代理店で商品化されているところであります。また地元の温泉施設などでも宿泊プランに増田の町に立ち寄るプランの開発を行うなど、少しずつではありますが商品化されてきております。今後につきましても、さまざまな場面で多くの皆様と情報を共有しながら事業を進め、伝建地区に指定してよかったと市民の皆様にも思ってもらえるような事業展開を考えてまいります。

6番目の雨水対策についてであります。

その項の中の1つ目でございます。河川の洪水浸水想定区域については、これまでハザードマップを作成しお伝えしておりますが、昨年7月の局地的な豪雨では農業用排水路から水があふれたことにより、これまで水害のなかった地区で被害が発生いたしました。そこで浸水や冠水した区域を把握するとともに水門管理マニュアルを作成し、土地改良区と連携しながら水路の適切な管理に努めているところであります。

区域住民への周知については、災害時はこれまでどおり防災ラジオ、安全・安心メール等複数の情報

伝達手段を用いて、迅速かつ的確に行う一方で、平常時も昨年浸水や冠水した区域を地図化した上、個別に説明する機会をつくり、情報交換をしていきたいと考えております。

この項の2つ目でございます。市内にあります生活用水、排水や雨水が流入している水路には、農家や土地改良区等が管理する農業用水路、市が管理する道路排水のための側溝などがあります。水路の維持管理についてはそれぞれの管理者が行うべきものと考えますが、中には管理主体がはっきりしないため、整備や改修が進まず一部が崩れたり、泥などが堆積するなど流れが悪くなり、十分に機能を果たしていない状況も見受けられ、今後このような水路の増加が懸念されるところです。各地域で地元住民の共同作業による水路の維持管理が行われているところではありますが、町部の維持管理の取り組みのモデルの一つとして、昨年度、十文字の一部の地域において、地域住民と行政との協働による水路清掃が行われました。今後、地域住民の皆様の協力を仰ぎながら、このような取り組みを拡大していきたいと考えております。

また、現在はこのような水路管理のあり方に関する指針等の明確な定めはありませんが、それぞれの水路管理者と連絡調整を図り、どのような管理をしていくべきかを協議しながら管理の仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

7番目の社会保障改革についてであります。

政府が閣議決定した社会保障制度改革による影響については、鋭意分析に努めているところであります。ご質問の介護保険制度については、要支援の方に対するサービスが市町村事業に移行した場合、横手市ではデイサービスやヘルパー利用者など約600人が制度改革の影響を受けることになります。これにより介護保険給付費は約3%、3億円ほどの支出が抑えられますが、制度の改革内容が不透明であり、引き続きその内容を注視してまいります。

8番目の横手市総合雪対策基本計画についてのお尋ねでございます。

平成23年度から2カ年かけて策定いたしましたこの基本計画でございますが、地域の結束力を高め、市民、行政、事業所が協働で雪に強い横手市をつくり上げていくことが大きな柱となっております。市では地域共助を最重点項目と位置づけておりますが、ハード面での支援も重要だと考えております。施設整備をする上での採択基準は明確なものはありませんが、現段階では水源の確保が大前提であり、勾配の確保や放流先などの地理的諸条件を満たしていることが必要となります。また水源として地下水を使用している地域にあつては、冬期の地下水不足の対策を踏まえて検討する必要があります。今後は地域の事情や緊急性、費用対効果を勘案し検討してまいりたいと考えております。

また、これとは別に地域による自発的な除排雪活動への支援策として、町内会等の除雪活動団体が消雪パイプや流雪溝、融雪溝の施設を整備する場合などへの補助をする制度がありますので、市民の皆様には積極的に活用いただければと考えております。

次に、2つ目の案件についてでございますが、現在、県においては秋田県豪雪地帯対策基本計画及びそれにかかわるアクションプログラムを策定中であり、その中で横手市の除雪活動費補助金を利用される

受益者の負担分を軽減するための支援等を県に要望しているところであります。雪対策のハード面の整備を進めていくために、国や県等のさまざまな制度やモデル事業等がないか、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

9番目の河川敷地内の農地保全についてでございます。

まず1つ目でございますが、市内にあります河川敷地内の未買収農地、また河川敷の流出や被害状況については把握できておりません。

次に、護岸工事の進捗率についてでございますが、管理者であります国土交通省湯沢河川国道事務所に確認したところ、護岸工事は災害復旧の側面が強く災害採択後の実施となるため、進捗率として示すことはできないとのことであります。

なお、本年度、十文字地域局管内の皆瀬川沿いの3カ所、新関、志摩、左馬の河岸崩落については災害採択はされなかったものの、維持工事として予算を確保し、年度内に工事が完了する予定であると伺っております。

3つ目の河川敷地内の農地災害についてでございますが、私用地及び河川管理者から許可を得て耕作している農地については、河川敷地外の農地と違い一定の条件をクリアすることにより、農林水産省の農地等災害復旧事業制度を活用できるようになっております。一方、河川管理者の国土交通省からは、河川の維持保全に支障がない限り、土地の回復、復旧の対応は行わないとのことを確認しておるところでございます。

10番目の老人福祉施設の無償譲渡についてでございます。

まず1点目でございます。平成12年の介護保険制度の開始を契機に、介護における行政の役割は事業の実施主体から事業者への指導、助言と、安全で充実した介護サービスの提供環境を構築することに移行いたしました。平成12年度以降は、全国的に老人福祉施設の民営化が急速に進み、市内でも5つの社会福祉法人が特別養護老人ホーム6施設、191床を建設してきたところです。

こうした中で、市は平成20年度から特別養護老人ホームなどの運営に指定管理者制度を導入しましたが、この制度はこの指定管理期間が定められていることから、長期の展望に立った人員配置や施設管理ができないなどの問題を抱え、より質の高い施設運営の障害となる可能性があり、施設の設置主体を民間に移行する無償譲渡に至ったところであります。老人福祉施設の民営化により、専門的な知識、技術、経験を持つ社会福祉法人の能力をいかに発揮してもらい、利用者に対するサービスの向上を図ることができるものと考えております。

この項の2つ目でございます。譲渡後の施設運営につきましては、適切な運営管理や介護サービスの向上について、市の指導に従うことを柱にした運営協定書を締結することとしております。また施設運営の実地指導や法人監査のほか、介護サービスの実施内容や経営状況などについて定期的に報告を求め、市の意向を伝える会議などを随時開催し、譲渡法人とのかかわりを持ってまいります。

この項の3番目でございますが、老人福祉施設の大規模修繕に対しては、国・県の補助制度がないこ

とから、譲渡後の施設運営に支障が生じないよう、5,000万円を超える事業に対して2分の1の額を1回限り補助することとしたところであります。市では大規模修繕の総額を約10億円と見積もっていましたが、各法人の応募申請書では、約6億5,000万に圧縮した内容で申請がありました。大規模修繕に当たっては市の専門部署と連携をしながら、内容を十分に審査し、適切に判断してまいります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 市長、ありがとうございます。よかったです、10分残してもらってありがとうございました。

丁寧な説明で、自分の思いを述べて4年間の感謝も込めたいと思うんですけども、まず空き家対策についてです。今、ここに最初に皆さんの机の上に乗せた写真を持っています。今、ここはこわれて何もないわけですけども、ああ、これから始まったよな、私は思っています。そのときに最初のときは、市長のそれこそ民対民で解決だという木で鼻をくくったような高い壁に阻まれて、何回ぶち当たったかわからないけれども、まず何とかかんとか乗り越えて、ここがきれいになるばかりでなくて、市としての政策の中で大きく成長してくれた。これはやっぱり所管する部、それから課が非常に頑張ってくれたなという思いでいます。本当にこれは十文字の地域だけでなく、これから人口が減っていく中で、私今言いたいのは、私の地域60軒あるんですけども15軒なくなるんですね、もう10年か15年のうちに。これ必ず予備軍なんです。

だから、市長、今の答弁の中に出てきました。処理、処置から予防対策にかじを切ると。そのとおりで私思います。これを真剣にやってもらって、少なくとも今、全国各地から研修に来られる議員の皆さん、種々の中で3つの項目の中で1つに空き家対策入っています。これは少なくとも我々が胸を張れるところでないかな、だからこそ、もっともっとこれを質を落とさないで、それこそ頑張ってください、そして予算措置も含めてお願いをしたいと思っております。

それから、保育所の民営化、それから老人福祉施設の無償譲渡について、これは思いの中でいつも言うのは、これは地域による温度差が多分あったと思います。保育所も含めて私たちのほうは全部公営でありました。これを民間に委ねてきたところとの温度差はこれは認めます。しかしながら、我々はやっぱり正直育ててきた、つくって育ててきたよなという思いがあるんです。だからこの老人福祉の無償譲渡についても、剰余金をためて、次の要するに修理、改築に結びつけて、市の財源の持ち出しをという我々の目的がありますよね。ただこの後、それを逆にためたものをその地域から抜けていくようなことがあっては困る。地域に老人福祉施設がなくなるということは困る。だんだんだんだん、正直横手市醸成されて一本になると思うんですけども、やはり人口が6万人になったときに、一番頼りになるのはやっぱり地区ですよ。地区の重なりが横手市だと私は思っていますし、そのところの価値観だけは間違えないでほしいよな、その間違いない第一歩にするために、私は今、きょう質問に立っていると思っています。

それから、4番目の農業振興策についてです。

これについてですけれども、悪いことでは私はないと思います。それは確かに一生懸命市長出かけてくれて横手市の商品売り出してくれる。でももう一方で、やっていると言いながらも目立たないんですよ。数字的にはきのう部長からお話ありました。その中で面積も含めて落ちないできている。これは我々が頑張ってきたと思っているという話がありましたけれども、私は資料をまとめながら、そのとおりだとは思っています。しかし効果が上がるのは、維持していただくだけでなく大きくしないと、それこそやっぱりその効果というのは実感できないんですよ。維持するだけでは後退なんです。だからここにもう少し知恵を出してもらいたいなという思いです。

例えば、ここに出ています。隣の芝生は青く見えるで隣の大仙ですよ。米で転作、不作付地600ヘクタール減ですね。それからきょうのありました食味上位10人に匠の認定、60キロ2万円で買う。それからきのうの勝雄さんの質問のエダマメですよ。エダマメをチョコレートでくるんで1,260円の高いながらも1万個売った。こういう部分の中での戦略ですね、つくり方。要するに物売りに行くばかりでなくて、これからやろうとしているのだと言うのかもしれないけれども、でも大きい施設をつくらなくてもできるんですな、やり方では。組めば。やっぱりここは工夫していただきたいと思います。

それから、市長に1点どうしてもお聞きしたいのは、この食・農・観光未来づくりエリア事業です。これやっぱり市長選でも大きな争点になりそうですけれども、私は悪いかという話でなくて、市長、我々が市長も肝いりで始めた産業支援センター、それから各地区の首長たちが思いを入れた温泉施設含めて市が運営にかかわったところ、全部だめじゃないですか、今。要するに経営にかかわったところが。そして、それがまたまたこれ、要するに最大出資者にはならないと言いながらも出資もしなければいけないだろうし、その経営体の中です。だからこそ本当に大丈夫か。その時の責任、市長の給料を下げればいいという問題でなくて、本当に大丈夫か、成算あったらやってもらいたいけれども、そんなに成算がなかったらもう少し慎重にやってもらいたいよなという思いです、1点は。

もう一本視点を変えれば、片方で市の関与をどんどんどんどんやろうと、温泉施設も指定管理に出す、特養も、それから保育所も出す、そういう中で身軽になったときに、またなぜこういうものを我々が抱え込まなければいけないんだろう。例えばえがおの丘の再生であるならば、あの施設をそのままにして全国から公募かけて、あれを利用する。そしておまえたちの事業計画の中で支援できることは支援できる、市の金、全然持ち出さなくてもできるやり方ってあるんじゃないでしょうか。だからそういう部分をみんなで協議した話なのかな、ひとり歩きしているんじゃないかな、そういう思いがあるんです。その部分について市長、何か所見がありましたら聞かせてください。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 いろんな機会に話をしているわけでありましてけれども、当市はこの先人口減少する中でどうやって生きていくか、持続的まちづくりの根本は、やっぱり私は農業にあると思っています。議員は大ロット販売についていろいろ述べておられます。その必要性は当然感じておるわけでありまして。

しかし後継者がなかなか育たない、高齢化している中で、やはり付加価値を求めて小ロットだけでも付加価値を高めていく農業というのが必要だということは誰もが認めるところだと思うんですね。それに対する体制が、対応力がこの地域、まだ脆弱でありますので、それに弾みをつけるためには、相当の覚悟と投資が必要だというのが私の考え方であります。しかも、よそからお客さんが来てもらえる環境をあわせてつくることも必要だと。ですから食と農と観光の観だというのはそういうことであります。

今のままでは、なかなかそれを成就できないという判断の中で、こういう構想を従来から検討した事項でありましたけれども、肉づけをして、今立ち上がろうとしているわけでございます。リスクはゼロだとはもちろん思っておりません。しかし市はそういう基盤を整備する責務はあると思います。運営は事業者の責任であります。したがって成算のある見込みをきちっととる方に経営を委ねたいと、そういうふうには私はこの事業を考えておまして、これは成功させなければならない事業だと思っています。横手市が持続的なまちづくりをするための一つの大きなキーポイントだと思っています。ここからさまざまな農業に従事する方々あるいは加工に従事する方々がふえていくことが求められる。またそうでなければ、農業を基軸とした地域としては生き残ることは難しいと考えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

○佐藤清春 議長 18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） これは絶対頑張って上がってきて、まだやりましょう。

最後に、河川敷地内の農地の保全について、これ多分知らないと思うからだと思いますけれども、河川敷地内の農地については、固定資産税がちゃんとかかっているのですね。実際問題67%でした、比較して。そういう中で流出したときに、その手を打てない。でも市長名で正直十文字地域の中で今回要望出してもらって、今回処置されるという部分の中で、それをやっぱりある程度、地域を超えた部分の中でマニュアル化しておく必要があるんだろうということが1つ。

それから、もう一つは、我々のところで一番高いところ、土手なんです、あの堤防。その堤防をつくったことで眠れる人がいっぱいいるんですけども、その中にはそういうふうに税金をかけながらも、要するに農地の保全もそれこそ流されっ放しというその犠牲の上に眠れるという部分、そういう部分もあるんだという形の中で、十文字地区は土手に向かう道路、各集落1本ずつ簡易舗装しました。この後も雄物川、それから大森含めて考えてやってください。この後の施策になるとは思いますけれども。

一言それを言って終わります。ありがとうございます。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時15分といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時15分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 播 磨 博 一 議 員

○佐藤清春議長 23番播磨博一議員に発言を許可いたします。

23番播磨博一議員。

【23番（播磨博一議員）登壇】

○23番（播磨博一議員） ご苦労さまでございます。会派さきがけ、播磨博一でございます。

今任期中の最後の一般質問になります。振り返りますと4年間の中にいろいろございましたけれども、やはり一番印象に残っておりますのは、2年半前の東日本大震災ではなかろうかというふうに思います。いろんな形で被害があったわけですけれども、家族を失われた方あるいは家を流された方、仕事を失われた方、そしてふるさとまでをも今失おうと、そういった可能性のある方々、まだたくさんいらっしゃいます。1,000年に一度の未曾有の災害と言われましたけれども、自然というものはこんなにも激しい試練と、そして教訓を我々に与えるものかというふうに改めて思いました。

幸い、当地区におきましては大事には至りませんでしたけれども、きのう会派代表質問の冒頭におきまして、田中議員より県の地震に対する災害の想定が発表されたというふうなお話がありました。それを見ますと、やはりびっくりするような数字が出ております。被害想定を最大を予想される冬の積雪時の午前2時のそのときに、横手盆地、そして真昼山地の連動地震が起こった場合のマグニチュードは8.1だそうでございます。横手市においてのそのときの死者の想定は1,859人、負傷者数は6,946人という、小さなまちとしては想像を絶するような被害の想定がありました。

横手市におきましても、毎年市の防災訓練は行われているわけですけれども、ことしも大森地域におきましてこれまでとは違った、より実践的な防災訓練が行われました。その中には積雪時の対応というのはまだまだ盛り込まれておりませんが、今後こういった数字が発表されたからには、やはりそういった観点からの防災訓練あるいは防災計画の中で一日も早く盛り込まれるように、ご検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。前置きが長くなりましたけれども、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず1点目の農業の振興についてであります。

市長の所信説明では、食と農からのまちづくりを例に、これまで4年間に行ってきたさまざまな施策の中のわずかな1ポイントに絞っての報告がなされていますが、これは紙面の都合上ということでしょうが、それでは市長の思いや取り組んできた姿勢が全く伝わりません。もちろん市長にとりましても、このことについては不本意であると思っておりますので、改めてこの4年間を市長はどんな思いで農業振興に取り組んできたのかをお伺ひしたいと思います。

次に、2点目の質問になります。電気料金値上げの影響についてであります。

東北電力の説明によりますと、東日本大震災による設備の損傷と原子力発電所の停止、また福島県、新潟県における豪雨被害などの影響により、9月1日から電気料金の値上げを利用者にお願ひするとい

うふうになっております。値上げ幅は、一般家庭では平均8.4%、事務所などの大口需要家向けでは平均15.24%となっています。国への電気料金の値上げの申請から認可される経緯の中で、値上げ幅は若干圧縮されたように記憶しておりますが、いずれにいたしましても家庭生活や事業所の経済活動にはそれなりの影響があるというふうに考えています。

そこで伺いますが、今回の値上げにより、市の施設全体で年間換算にすればおよそどれぐらいの負担増になるのでしょうか。また市においても既に節電については積極的に、そしてかなり小まめに取り組んでいるわけですが、さらにこれまで以上の対応が必要になってくると考えます。その対策について伺いをいたします。

この項の3点目として、市民サービスへの影響についてですが、例えば水道事業では経営の経費の中に占める電気料の割合は少なくありません。なので、その負担増の部分を経営の中でどう消化していくのかが気になるところでございます。そのほかナイター施設や市民が多く利用する施設においても、少なからず同じことが言えるというふうに思います。さらに、これまで市では各町内会などに融雪や流雪に対する電気料金の補助を行ってきていますが、その行方も気になるところでございます。そのほかにも考えられることはたくさんあると思います。かなり広範囲に市民サービスに影響するのではないかと危惧するわけですが、いかがでしょうか。

最後の質問項目になりますけれども、業務委託した水道料金徴収についてです。

これは、一市民からの相談をもとにした質問でございます。内容は、水道使用料の支払いについて滞ることがあり、そのことについて業務委託を受けたお客様センターに行ったときのやりとりでした。具体的なやりとりについてはこの場で申し上げることはできませんが、この質問の要旨聞き取りの時に職員の方々には説明をしています。かいつまんで言いますと、使用料を月々完全に支払うことができない自分が悪いのは十分にを自覚をしていますし、そのことによって市や市民の方々に迷惑をかけていることになっているので、言える立場ではないかもしれないがという前置きの後で、自分も一生懸命働いているにもかかわらず、非常に自尊心に傷つくやりとりがありショックを受けたそうです。その結果、もう相談に行く気にもなれず、今はいろいろと金策をしながら月々の使用料を支払っているということでした。

伺いたいことは、現在徴収率は99%を超えるということですが、残り1%を幾らかでも縮めようとするのは公平性の観点から理解をしていますが、そのことで過度なノルマを課すような契約になっていないのかどうか伺いたしたいと思います。また、これまで市民からそのような相談や苦情はなかったのかどうか、あるとするならば、その際の対応についてもお伺いをしたいと思います。また、今後もさまざまな分野で業務委託や譲渡が進むと思われませんが、その際に、市民が先ほどの相談のようなことについて、より公平に判断できる第三者機関も必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員からは3点のお尋ねがございましたけれども、まず1点目の農業振興についてからお答えを申し上げたいというふうに思います。

1つ目でございますが、改めてこの4年間を振り返ってというお尋ねでございました。公約に掲げました活力ある農業の振興につきましては、農業の付加価値を高める取り組みを続けることで、後継者が育つ農業、新たな雇用が生み出せる農業を目指したいとの思いで、各施策に取り組んでまいりました。そのベースとなる食と農からのまちづくりでは、農産物の生産や加工、流通、販売などの各場面で横手市産農産品の市場価値と競争力を高めるための事業を推進してまいりました。その結果、加工用トマト等の新品目の生産拡大や、加工により付加価値を高めた商品開発、首都圏や仙台のアンテナショップでの販売など、6次産業化や所得向上につながるような動きが広がりつつあり、今後の展開に期待しているところであります。

産地収益力向上対策につきましては、鈴木勝雄議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、平成21年度の農業産出額を基準に収益力向上プログラムを策定し、22年度からの5年間で販売額を5%以上増加させるとの目標を掲げましたが、23年1月からの豪雪により果樹が大きな被害を受けるなど、目標の達成が困難な状況となっております。果樹産地の再生については県事業を活用しながら、市としても独自の支援策を講じてきたことにより、一定の成果を上げているものと考えております。また野菜等については、ほぼ横ばいの状況にありますので、今後もJAや県、生産者などと連携し、収益力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

農業の担い手支援については、国の事業を活用した基盤整備やカントリーエレベーター、ライスセンターなどの環境整備を進めながら、人・農地プラン事業による農地の利用集積の促進に加え、法人化支援などによる農業経営体の体質強化に努めております。また担い手の高齢化という現状を踏まえ、後継者育成や新規就農を支援するため、青年就農給付金事業やフロンティア農業研修、市実験農場での地域内研修などに力を注ぐとともに、新規就農者や青年農業者を対象とした交流会や視察研修などの取り組みを進めております。

平成24年度実績で、青年就農給付金の受給者は県内で最も多い23人となっており、フロンティア農業研修では、17人が県の試験場等で研修を受けております。また今年度は市実験農場で4人の研修を受け入れており、将来の地域農業の担い手として大いに期待しているところであります。水稻や水田転作の野菜、花卉等の振興につきましては、米の受給調整対策を基本としながら、産地収益力向上支援事業による振興作物の作付支援や、スイカ、エダマメなどの重点振興作物に市単独で上乘せ助成を行うなど複合産地化の推進に向けて取り組んでおります。

また、市内では取り組みの少ない作型や機械設備を導入し、生産性向上に挑戦する農家を支援するため、このたび市単独で先駆け農業応援事業を創設いたしました。こうした事業の展開により、先進的な取り組みを行う生産者の掘り起しにつなげていきたいと考えております。

2つ目の電気料金の値上げの影響について3点のお尋ねがございました。

まず1点目でございますけれども、年間換算での負担増であります。企業会計を除いた平成24年決算ベースの電気料をもとに、東北電力から示された平均値上げ率で計算いたしますと、電気料金のかかり増し分は、年ベースで約1億円に上るものと見込んでおります。また水道事業と下水道事業をあわせて2,000万円、病院事業では1,300万円と見込まれます。

2点目の節電対策であります。既にこの3月から電気料金の値上げに向けた対策として、一層の節電を呼びかけております。具体的には、平成18年度から取り組んでおります横手市率先行動計画に基づく消費電力削減に加え、デマンド装置により使用電力が伸びないように、監視を5つの施設で行っております。また24時間稼働している施設や夜間使用率が高い施設の中から、北庁舎など4つの施設のプランを見直しすることにより料金の節減が期待できることから、電力会社との契約変更を行い、ほかに2つの施設で今後変更予定であります。さらに街路灯、庁舎照明器具にLED管の導入、グリーンカーテンの実施などを行っておりますが、より一層の対策を進めていかなければならないと考えております。

3点目の市民サービスへの今後の影響についてでございますが、現段階では各種利用料の値上げ、施設の利用制限などは考えておりません。当面は通年での一層の節電、電気料の抑制に努めていきたいと考えております。

3番目の業務委託した水道料金の徴収についてのお尋ねでございます。

まず1点目の委託契約、水道料金業務委託契約でございますが、利用者のニーズに対応できるよう民間のノウハウを活用し、利用者サービスの向上、業務の効率化、収納対策の強化を図ることを大きな目的として、平成23年4月1日から委託期間を5年間として、株式会社トータルオフィスマネジメントに業務委託いたしました。現在、水道庁舎1階に横手市水道お客様センターを開設して、窓口業務、料金徴収業務、滞納整理業務などを行っております。料金徴収業務につきましては、市の条例等に基づいて執行することとしており、毎年市と委託業者との間で収納率の目標を設定しております。この目標を達成することは委託業者の評価にはつながりますが、これによる報償金支給や達成できなかったことによるペナルティーなどはございません。

なお、いずれの年も目標が達成されておりますが、これは委託業者による目標達成に向けた取り組みに加え、営業時間の拡大やコンビニ収納など利便性の向上が図られたことによるものと考えております。

2つ目に、指定管理全体について、第三者機関により公平に評価できる体制が必要と思われるかどうかというお尋ねがございました。

今回の件は、委託業務における事案でございますが、今後、住民サービスの向上や事務の効率化を進める上で、指定管理を含めた外部化は積極的に導入すべきものと考えております。そして外部化に当たっては、従前からの対応との違いや、民間企業がサービスを行うことへの戸惑いなどから、ある程度の苦情や相談は寄せられるものと考えておりますが、今回、議員ご提案のような第三者機関の設置は現時点では検討をいたしておりません。しかしながら、市ではお客様の苦情、相談などは担当課以外でも受

け付けているほか、私への手紙、メールなどでも承っておりますので、ぜひ市に直接お知らせいただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。苦情や相談、ご意見、ご感想などは、市の制度や事業をよりよく実施するための貴重な情報と考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上であります。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） ご答弁ありがとうございます。若干追質問したいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

まず、農業の振興についてでありますけれども、市長、常日ごろと申しますか、就任以来、食と農からのまちづくりということを重要なテーマといたしまして、農業の振興に努めてきたというのは非常によかったと思いますし、また全国的に見ましても大変評価されている施策ではなかろうかというふうに思っております。全国各地からの議員の研修あるいは視察等、横手市では4項目ほどの人気の視察があるそうですけれども、その中にも入っているということは、それなりの全国的にも評価された施策でないのかなというふうに思っております。

そうした中で、今市長がおっしゃられましたとおり、加工、流通販売に向けたこれまでにない新しい形の取り組みを積極的に推し進めてきたということでもあります。しかしながら実際問題、じゃ現場の農家の段階では、そのことが還元と申しますか、はっきりとわかるような形でこの施策の成果が還元されているのかなというふうに思いますと、まだまだ道半ばと申しますか、これからの課題も市長はたくさんあるというふうにおっしゃいましたけれども、むしろそのほうがまだまだ多いのではないかなというふうに考えます。

きのう、鈴木議員からもお話しありましたし、きょうの齋藤光司議員からもお話がありましたけれども、産地収益力向上対策、これについての説明を伺ったわけですが、私からすると、その産地収益力向上対策のいろんな事業を通した中で、これまでの例えば野菜については面積を減らさずに済んできたというふうな説明ありましたが、私からするとどうなのか、そういう評価で果たしていいのかなというふうに思います。鳴り物入りと申しますか、市長が3年前に5年間で5%の収益を高めるというふうな数値までを示しながら、3年たった今でも、まだ現状維持あるいは物によっては若干後退しているというふうな現状なわけで、こここのところの評価についてはちょっと首をかしげるわけですが、そのことについて市長はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 昨日の会派代表質問の中でも答弁したことでありますけれども、野菜等においては物によって若干の動きはあるにしても、おおむね横ばいに推移してきたということがございます。ただ全体として見た場合に果樹で大きな落ち込みがありましたもんですから、全体としては目標には遥かに及ばない状況でございまして、これを踏まえて見直しをしなければならない状況にあるということの反省をいたしております。

そういう中でありますので、きちっとした見直しをする中で、確かな次の段階の産地収益力向上のプログラムをどのように構築するかが大事ななというふうに感じているところでございます。そういう意味では、なかなか思うように描けなかった、豪雪災害もあったわけでありましてけれども、描けなかったことについて、あるいは高齢化、就農者の伸び悩み、伸び悩みと申しますか、なかなか入ってこないというような生産力の問題も含めて、大いに検討しなければならない事項がたくさんあるなという反省をしているところでございます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 結果になかなか反映されてこないという中では、いろいろ原因が、市長もおっしゃったことも当然そうですけども、原因があらうかというふうに思います。豪雪による被害もそうでありますし、あるいは後継者の問題、それから高齢化する中で産地が弱体化していく、それは豪雪以外については、ある意味3年前からというよりも、もっとずっと前からの課題であったろうと思うし、それが産地収益力を高める中でネックになっていくというのは前々からわかっていたことだというふうに思います。にもかかわらずといいますか、それをクリアするための施策をこれまでいろいろとってこられたというふうに思いますけれども、具体的にもっと突っ込んだ形での理由というのはお考えにはなっていないのでしょうか。目標を達成できなかった理由というの。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 昨日もいろんな形のふえなかった理由を申し上げてございますけれども、昨日申し上げなかったものほかに、生産調整の関係で、今までは振興作物等に取り組んでいた面積が、備蓄米等々の価格がよかったもんですから、そちらのほうに移動した部分が60ヘクタールほどございます。このあたりも全体の面積からしますと、野菜の部分の生産が上がらなかった原因なのかなと思ってございます。

また、ここ3年、ずっと異常気象が続いているということで、作柄がなかなか思うようによくできなかった、そしてまた価格の面でも東日本大震災からのどうしても放射能の影響ということで、東北産の農産品がどうしても安い価格で動いてしまったというような、その辺も大きな理由かとは考えてございます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 異常気象、それから社会的な影響というのはあったというふうに思いますけれども、それでは部長でも課の方でもいいですけども、例えば産地収益力向上対策をいろんな施策やっていたわけですけども、その現場というのはごらんになったことあるでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 私もうちへ帰りますと一人の担い手農家となっておりますので、一般の農業情勢と申しますか、そういう生産現場については多少なりとも存じておると思っております。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番(播磨博一議員) 部長は現役の農家ということで、だとすれば現場も相当よくご理解なさっていると思いますので、今後、来年度に向けた後期の収益力対策については、ぜひそのような観点からも、これまでと違った形の視点も当然含まれてくるのではないかなというふうに思いますので、期待をしております。

次に、新規就農あるいは後継者対策についてのもろもろのことについて若干お伺いしたいと思います。きのう、おとといでしたか、魁新聞のほうに23年度の県の新規就農者の数が発表されておりまして、全県で199の方が新規就農されたということで、ここ数年、ずっとふえているというふうな傾向の中にあるようです。横手市の現状についてはどのようになっているんでしょう。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 横手市の場合は33名ということになってございます。新規就農33名ということになっております。これを全県的な数字で見ますと、横手市の場合は横手平鹿地区の場合、新規に就農された方が1,000人に4名、1,000件に4名ですね、農家数1,000件に対して約4.6名ということで、全県的には中間よりちょっと上というようなほうに位置してございます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番(播磨博一議員) 社会的といいますか、このごろ農業に対しての興味がすごく高まっているようで、新規に参入される方、非常に多いようですけれども、この新規就農された方の動向といいますか、例えば22年度に就農された方あるいは21年度に就農された方、この方々のその後の動向という調査などはされておるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 県のほうで新規就農者、その年にやられた方の調査をしております、その数値については持っております。その後の追跡調査ということでは、ただいま資料は持っておりません。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番(播磨博一議員) 市では、フロンティア研修とか、それから新規就農者に対しての研修の機会も、随分機会として施策として持っているわけですが、その方々についてはどうでしょう。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 新規就農者の方々につきましては、新規就農レベルアップ事業というのを市で事業として持っております、現在フロンティア農業、それから実験農場等の地域で学べ！等々、研修された方を対象に先進地研修等の研修をしてきてございます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番(播磨博一議員) なぜそのようなことと申しますと、実はどこの集落も同じかもしれませんが、現実問題として若者がどんどんいなくなると、それはいろんな理由があつてのことでしょうけれども、それこそ少子高齢化が急速に進んでいる一つの防止策といいますか、それをストップさせる、

あるいはそれによってそれぞれの地域が元気よく残っていける、あるいは安心して皆さんが暮らせるというその一つの形としてといたしますか、受け皿としてといたしますか、例えば消防団員のなり手というそういう形で地域を守っていく、そういう立場にも新規就農者なりそういう若い方々が期待をされているわけです。せっかく意志を持って意気込みを持って農業に取り組もうと、研修も受けている施策の中で手伝いをしてもらいながら、せっかく入った中で途中で農業というのは厳しい現実もございますので、つまづくこともあろうかと思えます。そういった場合の最後まで、いや、頑張れという形でいろんな手助けといたしますか手を差し伸べて、ある程度根づくまで見届けるというような形、それが今、青年農業者給付金ですか、最大で7年間、ある程度経済的なものを補給しながら頑張ってもらっている一つの施策がございますけれども、それは本当に一握りの選ばれた方々にしか行かないわけで、そのほかの方々になかなかそういう手が届いていかないという現実もあろうかと思えますので、そこら辺の手だてというものは何かお考えなんでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 新規の就農というか、予備軍といたしますか、現在研修されていた方々等につきましては、ことしから連絡協議会といたしますか、そういう研修をされている方々を集めまして、いろいろな研修をしてございます。これはやはり一人ではなかなか農業を続けていくということは難しく、仲間づくりがやっぱりなければ、末永く農業を続けていくのはなかなか難しいという思いから、今現在研修をしている方を対象に、いろいろな形の会合を持ってございます。その辺を少し広めるような形で、ほかの地域にいらっしゃる方の若い人たちのご意見を聞いたり、いろいろな悩みに相談ができるような取り組みもこれから検討してまいりたいと思えます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） ぜひ、そのような柔軟な形で相談に乗っていただけるような形でお願いしたいと思えます。

それから、今始まったばかりのようですがけれども、先駆け農業応援事業です。ちょっと要綱を見ましたけれども、これまでになかったような新しい形での事業だというふうに思いました。これまでですと色々な補助事業あったわけですがけれども、何といたしますか、その縛りがきつくて、なかなか自由に利用できなかった、あるいはどうしてもこの機械でなければだめですよとか、こういうセットでなければだめですという縛りの中での使いづらさというのがあったわけですがけれども、今回の場合は全くそれがなくて、逆に農家のほうからこういうのでやってみたいと、あるいはこういう設備を仕入れたいというふうなときに使えるような事業のようですがけれども、これについて要綱の中で専門家の審査が必要と、これはそれに値する事業なのかどうかを見きわめるための審査だと思えますけれども、その専門家という方々というのはどういう方々なのか、それからこの事業のそもそも事業の規模がどの程度、補助の中身としてあるのか、まずその辺からお願いします。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 議員ご質問の先駆け農業応援事業でございますけれども、地域の中にさまざまないいアイデアを持ちながらも、なかなか金銭的なトライするというリスクも伴うものですから、なかなか前に進めないという方々を応援できればということで、今回こういう事業を創設いたしました。これにつきましては、機械設備の新しい取り組みにつきましては、100万円以上のものについて限度額100万円、200万円の事業費までは補助できるというような仕掛けでございます。それから新しい作型、これにつきましては50万円以上で100万円までの事業であれば、50万円満額の補助が出るというような形の制度でございます。

審査の仕方といたしましては、やはり先駆け農業ということでございますので、この地域にない農業、それからこの地域にない作付の仕方、栽培の仕方を先進的にリスクを持ちながらやるということが基本でございます。このためにこの地域に実際にあるものか、全く新しいものかの判断を県の普及課の方々を審査員に入ってもらいまして審査をしたいと考えてございます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） この地域でない作型、作目というふうに今ご答弁あったわけですが、具体的に何か今その候補として上がっているものはあるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 私、野菜のことは余り詳しくないので、専門家だなどと言うのはちょっとあれなんですけれども、例えば栽培管理をする場合に水をやるというような作業がございます。これでも今は普通にやられているかん水チューブのほかに、新しい技術等も多々あるようでございます。こういうものが一般的なものなのか、本当に斬新的なものなのか、その辺を見きわめていただくということの中で考えてございます。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） だとすれば、相当広範な技術なり作型なりに適用がされるのではないかなというふうに思いますけれども、そうすると、その審査の中といいますか、多分中になるのか、あるいは予算の規模の中になるのか、そこからかなりの合計数あるのではないかなというふうに思われますけれども、その辺の感触なり、例えば予算額、上限このぐらいですよ、今年度これぐらいですよというそういう形の中でこの事業があるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 先駆け農業ということですので、誰でもやっているこの辺にあるものは、ほとんど想定してございませぬ。横手地区の中で頑張って3年ぐらいまで、この地域で誰もやっていないことを3年ぐらいまでは何とかこの事業で応援したいな、もしそれが成功した事例がございましたら、それをいろいろな形の研修会等で発表をしていただきまして、この地域の方々に広げていただくということが最終的な目的でございます。この生産技術だったり新しい機械だったり、作業効率が上がる機械のものが横手地域で広がっていただくと、その辺が最後の目標でございますので、予算が足りないほど

そういうアイデアが出てきていただければ大変ありがたいことだと思っております。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） たくさんアイデアがあるのかどうか、私は随分あるような気がしますけれども、今回の事業ですけれども、いわゆるハード部分が主になっていると思いますけれども、例えば今の時代ですと、その情報なり、あるいはそれこそ先進の技術、そういったものを見る機会、それから調べる機会というのはたくさんあるわけですけれども、やっぱり私ども議会でも、いわゆる先進地視察といたしますか研修に行って、いや、同じことをやるにしても随分違った方法なり、あるいはそれこそ先進的な取り組みをしているなどということで、参考になるケースが随分あるわけですけれども、そういった形で同じようなことで、農家の段階でもやっぱり先進的なその技術なりを、例えばネットなりいろんな情報誌とかそういった形の中で見出した場合に、それを見に行く、あるいは話を聞きに行く、そういうケース、行きたいなという場合が随分あります。

そういった場合、もちろん個人で行ければそれが一番なのかもしれませんし、むしろそうであってほしいというふうな思いもあるわけですけれども、そういった場合、いわゆるこの先駆け農業につながるような前段としての位置づけに捉えてもらって、研修なり、あるいはそのものを見に行く場合の旅費なり、その研修の話聞きに行く、資料をもらう、そういった部分にも使えるような形になっていただければ、もっと幅が広がるんでないかなというふうに思いますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今現在の事業では、ハード面を中心に設計した制度でございますので、そういうソフト的な先進地研修といたしますか、そういうものは想定してございません。ただ、今議員がおっしゃいますように、実際にインターネット等で調べるものと、実際に現地に赴いて実際の話聞くのでは、かなりの体感的な経験といたしますか、知識の習得が違うと思っております。そういう意味ではどれだけ先進的かというのは審査も含めまして、これからそういうことも必要であれば検討をしてみたいと思っております。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） ぜひそういった部分も視野に入れながら、よりよい事業になるようにご検討いただければというふうに思います。

次に、電気料の値上げについてですけれども、本当はかなりきめ細かく節電については全庁的に、あるいは一般の市民の方々も、この値上げを機に節電についての意識がまた一段と違ってくるのではないかなというふうに思います。

そういう中で、先ほどの答弁の中では、いろんなサービス料金についての改定についての検討は今のところないというふうなご答弁だったというふうに思いますけれども、そうしますと例えば水道料金などの場合も使用料の場合も、現状のベースでいくというふうな形になるのでしょうか。

○佐藤清春 議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 答弁にもありましたように、現在のところ値上げは考えておりません。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 利用者といいますか、回り回ってどのような形でそれがまたあらわれるのかわかりませんが、現在のところは市民には特段の負担が及ばないということの中では結構なことだと思いますし、いろんな工夫の中でそれを消化されていくことだと思います。なるべく長くといいますか、そういった形、影響が及ばないような施策を進めてもらいたいと思います。今の現状を考えると、なかなかこれから電気料が下がるというのは、今の状況ではまだまだ難しい、先が見えないのではないかなというふうに思いますので、それからそういった形の中で先を見越した施策を進めてもらいたいと思います。

その中で、流雪、それから融雪に対しての電気料の補助も現行のままでというようなお話ございましたけれども、例年の豪雪になりますと、その融雪溝、流雪溝の威力というのは、やっぱり物すごいもので、万が一それがとまりますと、それこそ市民生活にも莫大な影響が及ぶというふうに思います。

今後、融雪溝があっても、あるいは流雪溝があっても、除雪の共助作用といいますか、融雪と除雪と組み合わせるといふか、そういった形も考えておいたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、今の除雪の体制の中ではどの程度そういったことが想定されているのかわかりませんが、いずれ例えばこれからもっともっと電気料が上がって、いろんな形でその補助も大変になる、結果的に融雪が稼働時間が短くなるとか、あるいは使えなくなるとか、そういった場合に備えた除雪の体制というのも考える必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 議員おっしゃいますように、電気料金が除雪の作業等に影響を与えるということは、確かにこの後影響が出てまいるだろうと考えてございます。いずれにいたしましても、市民の方々にご不便をおかけするわけにもいきませんので、作業については粛々と進めさせていただきまして、万が一予算が足りないということがあられるような場合については、補正等をお願いして対応してまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） この電気料金の値上げについては、最初冒頭の市長の説明で、全く市民サービスには影響を与えないというふうな大前提のもとで答弁でございましたので、まずそれをずっと長くやってもらいたいと思います。よろしくお祈りします。

あと3点目のほうに移りますけれども、いわゆる受託業務を請け負われた業者さんと、今私に相談に来た市民の方との話でありましたので個人的な問題なのかもしれませんが、もしかすると、まだほかにもそういった方がおられるのかもしれませんが、それはまだ私もわかりませんが、いずれにいたし

まして、やっぱり私が聞いた話では非常にショックを受けたというようなことでございました。言葉の上でのことでしょうから、言った言わないというのは、もしかするとあるのかもしれませんが、もう相談に行く気にはなれないというふうな現実もあるわけで、やはり何で行きづらい施設になってしまったのだというふうな思いのようでした。

当初は、市の職員の方と直接相談できたというふうな形で、その当時はいい形での相談になったようですけれども、なかなかそれができづらくなったというふうな形で、どうしてなのかなというふうな思いのようでした。これからいろんな形で、そういう民間に事業を移すというような形がどんどん出てくるわけですが、民間が悪いとかいいとかというよりも、そういった場合に、質問の中でも言いましたけれども、市民からすると民間の方であろうと市職員の方であろうと感覚は同じなようでした。例えば今言った水道のお客センターでも、実は民間の方が相談業務に当たっているわけですが、その施設そのものは市のものではないというふうな捉え方です。だとすれば、その事業者さんとのいわゆるお客センターでの相談は、直接はやっぱり市の職員の方とやっているように錯覚をしてしまう。そういうものであれば、これは市のほうに改めて言ったらよと言いましても、やっぱりそれは市の施設の中に入っているのだから同じじゃないかというふうな捉え方のようです。

何でそうなったのかなというふうな、私もいろいろ考えたわけですが、やっぱりそこにはそれなりの相当な理由があったように聞いておりますし、そのことは職員の方にもお話ししたわけですが、そういった場合に、今後いろいろこの事業委託が出てきた場合に、同じようなケースが出てくるのではないかなというふうな危惧のもとにお話ししたわけですが、私が申しあげました第三者機関については、今のところは検討はしないというふうなことでしたけれども、ならば市のほうでそういった形の受け皿というのは、市長は自分のところでもいいというふうにおっしゃいますけれども、なかなかそういう機会というのは、本当は少ないのではないかなというふうに思いますけれども、そういった場合に、それでは市のほうのどこにどういった形で行けばいいのか、なかなかそれが見えないのでしゃべっているわけですが、そういった場合のケースというのはどういうふうに対応すればいいのでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 議員からのお話ですと、いわゆる苦情と申しますか、対応が不適切な場合にどのような窓口でというお話だと思います。議員おっしゃるとおり、なかなかその担当部署のところでトラブったものをそこでなかなかうまく処理できないというケースは曲りなりにもあると思いますし、まして外に業務を委託した場合なんかでありますと、先ほども市長の答弁でもありましたように、いわゆるそのシステムが若干違ったりしますので、お互いの思い込みとか思い違いの中でのトラブルというのは想定されるのかなというふうにも考えております。

その場合への対応でございますけれども、現在担当部署でなかなか解決できない問題については、今現状であります市長公室のほうに直接ご相談いただく、あるいは総務課のほうにご相談いただくとい

うような形で、市民の方の苦情、要望等を承っております。それにつきましても、方法としては先ほど市長が申しあげましたほかに市長面会日とか、それから市長へ直接メール、手紙、それから電話等、いろんな形での今現在も承っておりますので、ぜひ担当部署のところで解決できないときには、ぜひそのような形での利用、ご活用というか相談をしていただけるような体制も整えているつもりでございますので、ぜひそこら辺を今後私どももそういう窓口があるよということを発信していきますけれども、ぜひ議員の皆さんからも、そういうような対応でお願いしたいということでご説明いただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 これでは本日の一般質問は終了いたしました。

明5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時09分 散 会